

【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	近畿財務局長
【氏名又は名称】	棕本 充士
【住所又は本店所在地】	大阪市住吉区
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和8年10月26日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社グルメ杵屋
証券コード	9850
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者）／1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	棕本 充士
住所又は本店所在地	大阪市住吉区
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社グルメ杵屋 総務部 倉田智弘
電話番号	06-6683-1222

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	令和8年7月31日
訂正箇所	令和8年8月5日に提出いたしました大量保有報告書の一部の記載事項に不備がありましたので、これを訂正します。

(訂正前)

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者）／1】

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(訂正後)

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者）／1】

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和8年7月31日	新株予約権	419,000	1.80	市場外	取得	新株予約権1個当たり300円 (100株分) (第三者割当)

(訂正前)

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者）／1】

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

--

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

令和8年7月31日に取得した新株予約権は、第2回新株予約権の割当により取得したものであり、発行会社との契約により、行使することができる期間は令和9年7月1日から令和16年6月30日までとしている。令和9年3月期から令和13年3月期までのいずれかの事業年度において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書。以下同じ。）に記載される経常利益が一度でも25億円を超過した場合には、当該事業年度における有価証券報告書を提出した日以降、本新株予約権を行使することができる。